

鳥取縣公報

昭和十七年十一月二十七日
第一千三百八十八號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 訓令 國庫納金ニ關スル件中改正……………二頁
- 告示 食糧管理事務取扱員異動……………二頁
- 彙報 甲種飛行豫科練習生募集……………三頁
- 彙報 乳幼児の体力検査……………三頁
- 彙報 修養園主催年頭皇民行講習會……………三頁
- 公告 白金、金、銀を政府に集中……………三頁
- 公告 鳥取縣食糧營團ノ出資ニ關スル件……………三頁
- 其の他……………三頁

訓令

鳥取縣訓令甲第三十一號

官房長
市廳長
市町村長
市町村學校組合管理者

昭和三年一月鳥取縣訓令甲第一號恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ニ依ル國庫納金ニ關スル件左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年十一月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

本文中「總務部長」ヲ「官房長」ニ改ム
國庫納金控除額仕譯書中「縣立學校長氏名地方事務所長氏名」ヲ「廳長氏名」ニ改ム

備考中「主任收入官吏鳥取縣總務部長」ヲ「主任收入官吏鳥取縣官房長」ニ改ム

告示

鳥取縣告示第七百四十七號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

昭和十七年十一月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

解囑シタル 囑託シタル 擔當 區域 職務執行ノ場所 者氏名 者氏名

神崎 彪造 小谷 政男 鳥取縣一圓 鳥取縣農產物 檢査

田中 智 田邊 憲義 農產物檢査所 鳥取出張所管内 同 鳥取出張所

小林 孝惠 鳥取市 鳥取市役所 同 鳥取市役所

杉原 良治 米子市 米子市役所 同 米子市役所

原 正一	福本藤次郎	同
影山 龍三	古門 隼人	同
須山 周一	山根 市造	同
井上 福壽	同	同
田中壽太郎	定久 武雄	岩美郡津井村
寺坂 保幸	古田時之助	入頭郡智頭町
前川 正	柴田岩太郎	同
山本 澤吉	同	同
平木 壽視	同	同
影井 政一	中山 澤吉	入頭郡大御門村
懸樋 憲輔	林 芳英	同 吉岡村
高倉 芳治	河口 俊一	東伯郡長瀬村
椿 昌	植村健一郎	同 橋津村
山崎 信夫	岡本 肇	同 花見村
鳥羽 保盛	津村 政光	同 三徳村
内田 基嗣	河本久太郎	同 社村
本多 潔	小谷 辰藏	同
長谷川喜一郎	坂田美津穂	同
福田 輝男	同	同

足立 衛 金平 晴治 同 成美村 成美村役場

中井 孝 來家 豊秋 同 以西村 以西村役場

西田 恕 大本 榮市 同 安田村 安田村役場

泰野 節雄 高塚 義雄 同 同 同

野川 延造 山崎 正人 同 下中山村 下中山村役場

前田 久平 前田 才藏 同 同 同

松岡 安忠 後藤 綾 西伯郡彦名村 彦名村役場

遠藤 薫 足立 義寛 同 同 同

門永 初藏 杉野 一成 同 外江村 外江村役場

大島 敬 竹内 章 同 同 同

矢倉 惠 丹田磨志夫 同 崎津村 崎津村役場

川上 守一 大谷 義勝 同 渡村 渡村役場

門永 一雄 門永眞太郎 同 上道村 上道村役場

足立 仲齊 森 隆二 同 夜見村 夜見村役場

堀井 潤 齋木 寛 同 成實村 成實村役場

遠藤 德義 西村 重之 同 上長田村 上長田村役場

金田多美雄 船田 進 同 縣村役場 縣村役場

板常 昭 同 東長田村 東長田村役場

太田登喜雄 同 幡郷村 幡郷村役場

舟木 眞壽	渡邊 要一	同 大高村 大高村役場
輿 正治	妹尾 高通	同 巖村 巖村役場
吉持 依久	山守 孝一	同 日吉津村 日吉津村役場
井上 孝一	大東 房壽	同 同
高石 正一	三島 竹松	同 同
齊下 弘	吉本 廉造	同 同
井川 敏治	山内 良雄	同 大和村 大和村役場
米原 榮助	米原 和雄	同 日野郡二部村 二部村役場
青戸 庫治	三上 繁一	同 山上村 山上村役場
新田 信市	石川 正人	同 同
木下 包男	倉本 忠男	同 多里村 多里村役場
福田 林藏	山浦 春男	同 同
福田 林藏	山浦 春男	同 同
福原 利隆	同	同 同
石川 春義	同	同 同
毛利 義二	寸古幾猶次郎	同 日野上村 日野上村役場
絹谷 重男	三森 家治	同 同
石田金次郎	高橋 盛一	同 同

00266

清水 喜美 中村 修 同 石見村役場
 中村 修 田淵 隆和 夫 同 同
 田淵 一美 坂田 榮造 同 同
 高橋 武一 小谷 頼雄 同 同
 小谷 英穂 住田 俊男 同 同
 | 渡邊 米雄 同 同
 若林 久治 梅林 秋次郎 同 根雨町役場
 橋崎 一森 倉橋 辰夫 同 溝口町役場
 下村 磯治 | 同 江尾村 江尾村役場

◆鳥取縣告示第七百四十八號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十八年前期甲種飛行豫科練習生左ノ通徵募セラル

昭和十七年十一月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡 昭和十八年十一月六日 午前九時 數學、理化學
 昭和十八年十一月七日 午前九時 英語、地理、歷史、口頭試問
 計 算 期 日 年 齡 生 年 月 日
 昭和十八年十二月一日現在 十五歳以上 自大正十年十一月三日 至昭和三年十二月二日 二十歳未満

(二) 學歷 制限ナシ

(三) 學 力 中學校第三學年修了程度トス

第二 志願ノ手續

志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十七年十二月二十八日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ
 (一) 海軍甲種飛行豫科練習生志願書(別紙様式)
 寫眞一葉
 (二) 志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影シタル半身脱帽手札型厚台紙付(覆裝ナキモノ)ニシテ表面餘白ニ本籍地、氏名(氏名ニハ振假名ヲ附ス)ヲ自書シタルモノ
 市町村長志願書ヲ受理シタルトキハ本人ノ最終修學ノ學校長ヨリ甲種飛行豫科練習生所見表ヲ徵シ願書ヲ添付スベシ

第三 徵募検査

(一) 第一次検査

項 目 檢 査 所 檢 査 區 域 検査期日及 試驗科目
 身体検査 鳥取市 鳥取縣一圓 昭和十八年十一月五日 午前九時
 鳥取縣立 鳥取縣一圓 午前九時

00267

學力試驗 鳥取 第一中學校

昭和十八年十一月六日 午前九時 數學、理化學
 昭和十八年十一月七日 午前九時 英語、地理、歷史、口頭試問

(二) 第二次検査

檢 査 期 日 場 所 摘 要

昭和十八年一月下旬 岩國海軍航空隊 本受檢者出頭通知一月中旬

第四 採用者入隊期日及場所

入 隊 期 日 場 所 摘 要
昭和十八年四月一日 航空隊ハ追テ指定セラル 採用通知三月上旬

第五 受檢者ノ注意

(一) 志願者ハ検査開始時刻ノ三十分前迄ニ検査所ニ參集スベシ
 (二) 検査前日ハ必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニスルト共ニ充分安眠スベシ
 (三) 晝食、鉛筆、ナイフ、消ゴム、風呂敷ヲ携帯スベシ
 (四) 國民學校初等科六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校學籍簿若ハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ關スル書類等ヲ持參スベシ

様 式

海軍甲種飛行豫科練習生志願書

本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地
 現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(何某方)
 戶主何某何々
 (氏名右側ニ振假名ヲ附ス)

一、修 學 程 度 (何立何中學校第何學年在學中若ハ修了又ハ國民學校高等科修了)

一、現 職 業
 一、現居住地移轉年月 昭和 年 月 (志願書提出前六ヶ月以內ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和 年 月 日

本人氏 名 ㊦

現住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地

戶主氏 名 ㊦

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 土肥米之殿

彙報

乳幼児の体力検査

十二月縣下全般に施行

乳幼児体力検査の成績は年と共に良好となつてゐるに喜ばしいことである。之は要するに管理醫・巡回指導婦・市町村の係員等の保健指導よろしきを得たのと、母性の育児に關する知識の向上に依るものと認められるのであつて、目下健兵健民の叫ばれてゐる時、そして亦大東亞共榮國建設の上から人的資源の増強を必要とする時洵に慶賀に堪えないところである。

乳幼児の体力検査は昭和十四年以來實施せられ、本年からは國民体力法に基いて検査することとなつて第一回を八月に行ひ、次いで十二月に縣下全般に亘つて第二回の検査を行ふことになつてゐるが、此の検査を受ける乳幼児は昨年四月一日以降本年十月までに出生したものであつて、之が當該乳幼児は全部検査を受けることになつてゐる。

期日及び場所は各市町村長からそれ／＼通知せられることにな

つてゐるので、保護者は乳幼児を帶同して検査を受けしめなければならぬ。若し病氣とか旅行中とか、或は其の他已むを得ない理由によつて検査を受けることが出来ない場合には、其の理由を自市町村長に届出で、事故が終つたら更に自市町村長に此の旨を届出て検査を受けなければならぬ。

尙ほ検査の通知を受けてから旅行したやうな場合には其の滞在先で検査を受けることも出来るので、該當乳幼児保護者は是非洩れなく此の検査を受けられるやう切望に堪えない。

修養團主催 年頭皇民行講習會

皇民の高度錬成を目標とする財團法人修養團の講習會が、大東亞戰爭第二春を迎へる昭和十八年初頭に於て左記の通り開催される。受講希望者は各關係方面の推薦を得て至急手續を行はれたい。

▽第百十二回修養團皇民道場男子講習會

- 會 期 昭和十八年一月三日より七日迄五日間
- 會 場 東京府下東村山町 修養團皇民道場
- 定 員 百五十名
- 申込期日 十二月十日迄

00269

00268

▽第百十三回修養團神都道場男子講習會

- 會 期 昭和十八年一月三日より七日迄五日間
- 會 場 宇治山田市 修養團神都道場
- 定 員 二百五十名
- 申込期日 十二月十日迄

▽第百十四回修養團關西道場男子講習會

- 會 期 昭和十八年一月三日より七日迄五日間
- 會 場 大阪府下交野町 修養團關西道場
- 定 員 百五十名
- 申込期日 十二月十日迄

▽第百十五回修養團神都道場男子講習會

- 會 期 昭和十八年一月九日より十三日迄五日間
- 會 場 宇治山田市 修養團神都道場
- 定 員 二百五十名
- 申込期日 十二月十日迄

○注意事項

- 1、申込は東京市澁谷區千駄ヶ谷修養團本部第何回講習會保宛
- 2、會費、各金拾貳圓と米一升二合(米は必ず持参のこと)このうち申込の際壹圓を納付し、殘額金拾壹圓と米は會場にて納付
- 3、年齢は二十歳以上、但し中等學校以上の生徒は十八歳以上
- 4、申込者は必ず團員たること、但し受講申込と同時に入團するも可

普通團員團費(一ヶ年) 三 圓
終身團員團費 四十 圓

5、なるべく支部又は各種團體の中堅者、社會教化指導に任ずる者又は將來これに當らんとする者
尙、詳細は講習會要綱によること。

重要な戦争資材

白金、金、銀を政府に集中

此の機会に賣却して下さい

一口に白金といふと、如何にも戦争とはかけ離れた贅澤品の様に考へられるが、實は白金こそ軍需工業のカナメと言つても良い程重要な戦争資材なのである。

白金は各種の貴金屬中でも極めて特殊な性能を持ち、比重も硬度も大きく熔解點がまた非常に高く、その上尙展延性があるから箔や針金のやうなものになる。又化學藥品に對する抵抗力が大きく玉水以外どんな酸、アルカリにも溶けないし、空中で高温度に熱しても酸化しない。此の特殊な性質が軍需上不可欠の必要資材と云はれる所である。

先づ電気機器の接点として、強力爆薬製造用の過塩素酸アンモニアを作るのに絶対必要な電極として、或は分析用理化學器として、又電気雷管・高温度計・醫療器具としても、白金は全く他にかけがへの無い金屬である。さて、この大切な白金は我國には殆ど産出が無く、大東亞共榮圈内にも今のところでは未知數である。勿論外國からの輸入は杜絶してゐるのだから當分自給自足で行かなければならぬ。

故に一億國民は今こそ前線將士の心を心として、その保有する一片の白金でもどしどし政府に集中するよう賣却して貰ひたい。かくすれば明日には爆薬や彈丸を生み出して、米英の不遜を撃ち重慶の迷夢を醒ます大東亞建設の炬火となつて燃え上るのである切に各位の御協力を希望する次第である。

尙金は勿論銀も取扱ふことになつてゐるから、賣却洩れのもの是一片の齒切れでも一本のペン先でも此の機會に残らず賣却せられたい。

○ 純白金地金 (品位千分ノ九九八以上) 總量一匁二六、〇二五 (一・〇〇〇ノモノ)

○ 白金製品 (同) 九九五以上) 總量一匁二五、〇五 (九九八未満ノモノ)

○ 同 (同) 同 九九五未満) 純量一匁二四、五五 (ノモノ)

○ 純金 一匁一四、四三七五
○ 純銀 一匁〇、一七五五
左記により戰時物資活用協會より出張して即金買上げを行つてゐるから利用されたい。

鳥取市 自十一月二十六日 三日間 丸由百貨店
至同 二十八日

米子市 自十一月三十日 三日間 米子市役所
至十二月二日

◎ 公 告

鳥取縣食糧營團設立ニ伴ヒ解散ヲ命ゼラレタル受命法人ノ出資ニ鳥取縣食糧營團ノ出資ヲ引當ツル方法並受命法人ノ出資ニ鳥取縣食糧營團ノ出資ヲ引當ツル場合ニ於テ受命法人ノ出資者ニ支拂ヲ爲スベキ金額ノ件
食糧管理法施行令第三十三條第一項及第四十一條ノ規定ニ依リ標記ノ件左記ノ通認可有之候條同第三十三條第二項ノ規定ニ依リ此段及公告候也

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣食糧營團
設立委員長 土 肥 米 之

一、省略
二、省略

(1) 鳥取縣穀物商業組合聯合會ノ出資ニ對シテハ出資貳口ノ拂込金額ニ付鳥取縣食糧營團五拾圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(2) 鳥取米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ四千九百五拾圓ヲ控除シ出資四口ノ拂込金額ニ付鳥取縣食糧營團五拾圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(3) 米子米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ四千五百五拾圓ヲ控除シ拾四圓拂込濟出資ニ付テハ出資百二十五口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資三十五口ヲ七圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資九千四百口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資千四百十口ヲ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(4) 境米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ二千八百七十五圓ヲ控除シ出資一口ノ拂込金額五十圓ニ付鳥取縣食糧營團五拾圓全額拂込濟出資一口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(5) 倉吉米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ千三百二十五圓ヲ控除シ四十圓拂込濟出資ニ付テハ出資八百拾口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資六百四十入口ヲ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(6) 東伯東部米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ千六百二十五圓ヲ控除シ拾二圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資四口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ二十五圓拂込濟出資ニ付テハ出資二口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(7) 東伯西部米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ千二百二十五圓ヲ控除シ拾二圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資四口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ二十五圓拂込濟出資ニ付テハ出資二口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス

(8) 西伯東部米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ六百五十圓ヲ控除シ拾二圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資四口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割

00272

- 合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (9) 西伯西部米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込額中ヨリ四百圓ヲ控除シ拾二圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資四口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資一口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (10) 日野米雜穀小賣商業組合五圓拂込濟出資ニ付テハ出資拾口ニ付鳥取縣食糧營團五拾圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (11) 鹿野米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込額中ヨリ二百圓ヲ控除シ拾六圓拂込濟出資ニ對シテハ出資二百五十口ニ付鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資八十口ヲ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (12) 山西米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ五百二十五圓ヲ控除シ二拾圓拂込濟出資五拾口ニ對シ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資二十口ヲ引當テタル上各出資者ニ對シ四ノ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (13) 山東米雜穀小賣商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ三百圓ヲ控除シ五圓拂込濟出資拾ニ付キ鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (14) 鳥取縣米穀卸商業組合ノ出資ニ付テハ同組合ノ總拂込濟額中ヨリ六千七百圓ヲ控除シ二十五圓拂込濟出資二口ニ付鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (15) 鳥取縣雜穀卸商業組合拾二圓五十錢拂込濟出資ニ付テハ出資四口ニ付鳥取縣食糧營團五拾圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (16) 鳥取縣小麥粉卸商業組合五圓拂込濟出資ニ付テハ出資拾口ニ付鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (17) 鳥取縣乾麵卸商業組合五圓拂込濟出資ニ付テハ出資拾口ニ付鳥取縣食糧營團五十圓全額拂込濟出資壹口ノ割合ヲ以テ引當テタル上各出資者ニ對シ四ニ定ムル金額ヲ支拂フモノトス
- (1) 鳥取縣穀物商業組合聯合會ノ出資者ニ對シテハ總額貳百九拾ニ於テ受命法人ノ出資者ニ支拂フ爲スベキ金額

00273

- 四圓五拾六錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)
- (2) 鳥取米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ總額千參百圓ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)
- (3) 米子米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(3)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額四圓五十錢)ト總額七千八百九拾八圓九十九錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (4) 境米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(4)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額二十五圓)ト總額六千九百六圓四錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (5) 倉吉米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(5)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額二百六十五圓)ト總額八百八十四圓五十錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (6) 東伯東部米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(6)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額六十二圓五十錢)ト總額五百五十四圓二十錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (7) 東伯西部米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(7)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額三十七圓五十錢)ト總額百九十七圓八十九錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (8) 西伯東部米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(8)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額五十圓)ト總額七圓七十五錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (9) 西伯西部米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(9)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額三十七圓五十錢)ト總額八十五圓八十二錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (10) 日野米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(10)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額四十四圓) (錢位未滿切捨)
- (11) 鹿野米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(11)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額二百八十圓)ト總額八十圓五十七錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (12) 山西米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(12)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生シタル殘餘ノ金額(此ノ總額六十二圓五十錢)ト總額五百五十四圓二十錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額

◎ 週報 ● 寫眞週報掲載内容

▼ 週報

- 國民皆兵と兵役觀
- 二百三十億貯蓄完遂の新計畫
- 港灣荷役の強化
- 新生の醫師會・齒科醫師會
- 勞務報國會の設立
- ▲ 寫眞週報
 - 支那大陸の建設も逞しく
 - △ 北支棉は躍進的増産へ
 - △ 鐵路は北支の雪を衝いて延びる
 - △ 治安の維持に自衛團必死の協力
 - 南太平洋にあがる凱歌
 - アリニューシヤンの守り嚴たり
 - ビルマの町に村に活躍するわが放送軍
 - 宗教に結ぶビルマ(兵隊さんの記事)
 - 銃後の赤誠
 - △ 粥をすゝつても自家保有米を供出
 - △ 増産戰士に按摩さんの奉仕
 - 兵制七十周年のこの年 臺灣の志願兵猛訓練
 - 十二月の常會

- ル方法ニ依リテ引當テタル結果生ジタル殘餘ノ金額(此ノ總額七十五圓)ト總額八圓七十八錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (13) 山東米雜穀小賣商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(13)ニ定メタル方法ニ依リテ引當テタル結果生ジタル殘餘ノ金額(此ノ總額五十圓)ト總額八圓ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額トノ合計金額
- (14) 鳥取縣米穀卸商業組合ノ出資者ニ對シテハ總額二千八百三十九圓三十五錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)
- (15) 鳥取縣雜穀卸商業組合ノ出資者ニ對シテハ三ノ(15)ニ定メタル方法ニ依リテ引當タル結果生ジタル殘餘ノ金額(此ノ總額十二圓五十錢)ト總額三百九圓四十錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)トノ合計金額
- (16) 鳥取縣小麥粉卸商業組合ノ出資者ニ對シテハ總額三千拾五圓九十六錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)
- (17) 鳥取縣乾麵卸商業組合ノ出資者ニ對シテハ總額四千九百二十二圓七十六錢ヲ其ノ出資者ノ持分ニ按分シタル金額(錢位未滿切捨)

昭和十七年十一月二十七日印刷
昭和十七年十一月二十七日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所